

杉並区介護職員・介護支援専門員 居住支援手当の支給に係る補助事業について

杉並区保健福祉部介護保険課事業者係

令和8年4月

杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当の支給に係る補助事業

補助対象事業者

東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金の交付決定を受けている事業者

杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当支給対象者

区内の介護保険サービス事業所又は介護施設に勤務する以下の者

- ・ 勤続6年以上の介護職員
- ・ 介護支援専門員
- ・ 役員で、介護職員としての業務に係る実労働時間が週20時間以上 又は月80時間以上である者

勤務形態

常勤および非常勤職員(所定労働時間が週20 時間以上)

居住形態等の要件

居住形態・所有形態・居住地を問わず、支給対象とする

手当額

月額1万円

事業イメージ

1年目から5年目の介護職員

- ・ 6年目以上の介護職員
- ・ 介護支援専門員
- ・ 介護に従事する役員

都の特別手当(加算分) 1万円

区の支援手当 1万円

都の特別手当 1万円

国の介護報酬

ベースとなる給与

事業の概要

介護職員等の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業で加算対象外である勤続6年目以上の介護職員、介護支援専門員等について、居住支援手当を支給することにより、介護人材の確保・定着を支援します。

- 杉並区では、法人勤続6年目以上の介護職員、介護支援専門員、役員で介護職員としての業務に係る実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上である者に月額1万円を支援します。
- 通常の住宅手当とは違い、居住の形態にかかわらず、上記に当てはまる者はすべて対象となります。
- 既存の手当に充当することは認められません。必ず新たに「杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当」を創設し、支給して下さい。

対象事業所

東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金の交付されている事業者が区内で運営する下記の介護保険サービス事業所

1	介護老人福祉施設	11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	介護老人保健施設	12	夜間対応型訪問介護
3	介護医療院	13	(介護予防)認知症対応型通所介護
4	訪問介護	14	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
5	(介護予防)訪問入浴介護	15	看護小規模多機能型居宅介護
6	通所介護	16	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
7	(介護予防)通所リハビリテーション	17	地域密着型特定施設入居者生活介護
8	(介護予防)短期入所生活介護	18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
9	(介護予防)短期入所療養介護	19	地域密着型通所介護
10	(介護予防)特定施設入居者生活介護	20	居宅介護支援
		21	介護予防支援(地域包括支援センター・地区在宅介護支援センターを含む)

※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等の老人福祉法による施設は、特定施設入居者生活介護事業所となっていない場合は対象外です。

対象職種・条件

介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、
介護支援専門員、計画作成担当者

- 対象は常勤職員及び非常勤職員です。**所定労働時間または実労働時間が週20時間以上または月80時間以上**の職員で、法人勤続6年目以上の介護職員(介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員を含みます)及び介護支援専門員(計画作成担当者を含みます)として人員配置されていれば、対象となります。
- 役員(法人代表者を含む)**で介護職員として業務に従事される方は、東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業の加算の対象外であるため、週20 時間以上または月80 時間以上、介護職員(訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員を含む)または介護支援専門員(計画作成担当者を含む)の職務として人員配置されていれば、対象となります

申請イメージ

杉並区に補助金を申請する際には、改定した給与規程(就業規則)の添付が必要
なため、まずは給与規程を改定



※ 初回の手当支払時のみ、4月に遡及して支払いをすることができます。

手当の創設

補助金の申請には、「杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当」を創設するとともに、給与規程(就業規則)に当該手当について記載し、労働基準監督署への届け出が必要

- 手当名は「**杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当**」として下さい。また、区の補助条件に沿った手当だと分かるよう記載して下さい。
- 当該事業の対象者以外の対象に独自に支給する場合は、区の手当とは別の名称の手当により支給して下さい。

給与規程の記載例

※あくまで記載例になりますので、文言は法人内でご検討下さい。

第〇条(杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当)

「杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業補助金交付要綱」の運用に準拠し支給するものとする。この手当の支給は「杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当」の交付対象となる期間とする。

2. この手当の支給額は次による。

(1)介護支援専門員 1人あたり月額 10,000円

(2)介護職員のうち、勤続年数が同一法人内で6年目以上の者(役員を除く) 1人あたり月額10,000円

(3)役員で介護職員としての業務に係る実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上である者 1人あたり月額10,000円

補助金の支払い方法

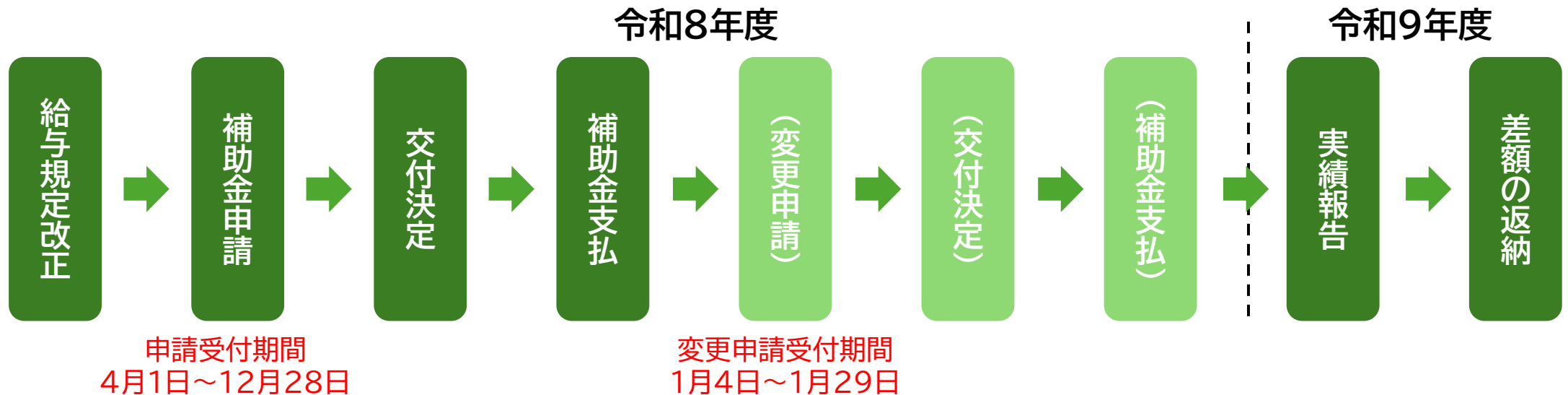
補助金は手当の支給予定分※を順次支払い、翌年度、実際の支給額に応じて精算・返金が必要

- 補助金はその年度の手当の支給予定に基づき申請します。審査後、**支給予定額およびその金額の15%(社会保険料事業者負担分相当)**が支払われます。
- 実際の手当の支給額が確定したら、翌年度実績報告を提出し、余った金額の返金が必要になります。

※ 本年度末(翌年3月31日)までに支払われた分までの経費が補助対象経費です。

申請スケジュール

- 補助金の申請受付は、4月1日から12月28日まで
- 補助金は4月分に遡及して申請可



- 申請は4月1日から12月28日まで受け付けますが、4月分から申請できます。
- 当初の申請内容から変更が生じた場合に行う変更申請は、令和9年1月から受け付けます。
- 申請は法人ごとに行ってください(事業所ごとではありません)。